

東日本ろう者サッカー協会
[E J D F A : East Japan Deaf Football Association]

J D F A 東日本

規約書

2000年(平成12年)	4月	1日	施行
2008年(平成20年)	8月	3日	改定
2000年(平成12年)	9月	1日	施行

- 目 次 -

第一章 総則

- 第 1 条 名称
- 第 2 条 目的
- 第 3 条 事務局
- 第 4 条 組織
- 第 5 条 事業
- 第 6 条 資金
- 第 7 条 事業年度

第二章 会員

- 第 8 条 資格
- 第 9 条 入会
- 第 10 条 年会費納入義務
- 第 11 条 休部
- 第 12 条 退部
- 第 13 条 会員資格の停止および除名

第三章 運営管理

- 第 14 条 運営管理
- 第 15 条 人事
- 第 16 条 選任
- 第 17 条 任務
- 第 18 条 任期
- 第 19 条 会員の規約等遵守義務

第四章 機関

- 第 20 条 総会
- 第 21 条 人事総会
- 第 22 条 五役会識
- 第 23 条 フロント会議

第五章 会計

- 第 24 条 予算
- 第 25 条 決算
- 第 26 条 会計管理
- 第 27 条 年会費
- 第 28 条 助成金
- 第 29 条 臨時徴収
- 第 30 条 会計年度

第六章 付則

- 第 31 条 年会費変更
- 第 32 条 規約改正
- 第 33 条 細則
- 第 34 条 本規約の制定日

第一章 総則

第1条 名称

この協会は、東日本ろう者サッカー協会(以下「本協会」と略す)「愛称: J D F A 東日本(EJDFA : East Japan Deaf Football Association)」と称する。

第2条 目的

本協会は、健全なスポーツであるサッカーを通して、会員の健康増進、及び、大会等参加ならびに会員相互の交流の場を提供し、サッカー技術向上ならびにサッカーの健全な普及を図ることを目的とする。

第3条 事務局

本協会の事務局を、事務局長宅に置く。

第4条 組織

日本ろう者サッカー協会の会員に登録し、本協会入会および登録によって構成される。

第5条 事業

本協会は、第2条(目的)に定められた目的を達成するために次の事業を行う。

1. サッカー普及および技術、知識の向上。
2. 東日本主催デフリーグ大会、全日本ろう者サッカー選手権大会、その他大会に参加。
3. 各都県ろう者サッカー協会との相互連絡・親睦を図る。
4. サッカー技術に関する講習会実施。
5. 健康推進のためのトレーニング実施、会内の相互親睦を図る。
6. 本協会に関する広報活動。
7. 会員の親睦促進のためのイベント(慰安旅行等)実施。
8. その他本協会の目的を達成するために必要と認められる事項。

第6条 資金

本協会の資金は、年会費、助成金、寄付金、雑収入、臨時徴収、補助金、その他で賄う。

第7条 事業年度

本協会の事業年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会開催日に終わる。

第二章 会員

第8条 資格

会員の資格は、次の要項を満たした者とする。

1. 日本ろう者サッカー協会の会費を納めた者。
2. 本協会の年間所定の会費を納めた者。
3. 本協会の会員として相応しいと認められた者。
4. 東日本地区に在住の者。

[細則] 東日本地区とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県とする。

5. 本協会の趣意に賛同した者。

第9条 入会

本協会の会員となることを希望する者は、入会届による入会手続きを行い、所定の会費を本協会へ納入したときに会員資格を取得することができる。

第10条 年会費納入義務

会員は、本協会が別に定める年会費を所定の方法により納入するものとする。

年会費は9月初日より翌年8月末までの1年間とする。

領収した年会費はいかなる事由があっても返還しない。

第11条 休会

会員が、自己都合により本協会に参加できない事由が生じた場合には、所定の休会届を提出し、本協会の承認を得て休会することができる。ただし、休会期間は、現在年度9月より翌年8月まで1年間限りとする。

休会した会員は、申し出により随時復会することができる。その際に、日本ろう者サッカー協会の年会費を納入しなければならない。休会期間を過ぎても復会の申し出がない場合は、自動的に退会と見なされるものとする。

第12条 退会

会員が次のいずれかの事由に該当したときは退会とする。

- 1.退会の申し出があり、本協会が認めたとき。
- 2.除名されたとき。

第13条 会員資格の停止および除名

本協会は、会員が次のいずれかに該当する場合、会員資格の定期間停止または除名することができる。停止期間中は、休部と同様に取り扱う。

- 1.本規約、細則、その他本協会の定めた事項に違反する行為。
- 2.本協会の名誉、信用を傷つけ、または運営の秩序を乱したと認められたとき。
- 3.会員が納入すべき年会費、日本ろう者サッカー協会の会費、その他の債務を滞納し、催告に応じないとき。
- 4.その他、会員として相応しくないと認められたとき。

第三章 運営管理

第14条 運営管理

本協会の事業運営は、総会にて決議された内容に基づいて行う。

ただし、勝手に変更することは認めない。

本協会の運営管理は、役員の実行において行う。

役員以外の会員は、本協会の運営管理に対して、関与できないものとする。

本協会は、運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができる。

第15条 人事

本協会に役員として、次の人事をおく。

顧問	1名
会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
会計	1名
監査	1名
書記	1名
理事	各県ろう者サッカー協会から最低2名以上

第16条 選任

本協会の役員は、次のとおり人事総会において選出する。

会長、副会長、事務局長、会計、監査、書記は、選挙等により選出する。

ただし、兼務は原則として認めないとする。

理事は、各協会から2名以上選任し、その数は若干名とする。

顧問は、会長が必要に応じて選任し委嘱できる。

第17条 任務

1.顧問

- ・会務に参加する。
- ・サッカー競技の普及・発展、及び、本会の資質向上のため、会長の要請により会務に参加する。

- 2.会長
 - ・本協会の代表者であり、本協会内を総括する。
 - ・東日本主催デフリーグ大会、全日本ろう者サッカー選手権大会、その他大会のとりまとめ
 - ・その他
- 3.副会長
 - ・会長を補佐する。
 - ・会長の事由により、会長の代理を務める。
- 4.事務局長
 - ・事務局の管理（事務処理、事務運営を図る）
 - ・人事、及び、総務
 - ・マスコミ活動、情報活動および情報調査
 - ・事業進行役およびフロント会議進行役
 - ・全会員への通達および会員出欠の管理
 - ・その他
- 5.会計
 - ・年会費、助成金等の運用および予算作成、決算報告を行い、本協会内活動費を反映させ、本協会の収支会計を行う。
 - ・一般会計、特別会計、罰金などのとりまとめ
- 6.監査
 - ・会計事務を監査し、総会において報告する。
- 7.書記
 - ・総会および会議等において議事録をとりまとめ、事務局に保管する。
- 8.理事
 - ・会務に参加する。

第18条 任期

本協会の役員任期は、次のとおりとする。

1. 役員任期は3年とする。ただし、上部団体の状況により上部団体の任期3年に準ずる。
 2. 第11条（休部）、第12条（退部）、第13条（会員資格の停止および除名）による補欠役員任期は、前任者の残在期間とする。
 3. 再任は妨げないものとする。
 4. 当期役員と次期役員交代のための準備期間は、人事総会開催日から人事総会の開催当年にある総会開催日までの期間とする。
- （補足）上部団体は、日本ろう者サッカー協会を示し、任期が3年と定められている。よって、本協会総会にてその都度任期調整することを要することがある。

第19条 会員の規約等遵守義務

会員は、本規約、及び、細則その他本協会が定める運営管理に関する事項を守らなければならない。それに、違反、怠慢した場合、処罰を受けなければならない。

第四章 機関

第20条 総会

1. 総会は、毎年8月中旬に定期的に開催する。
2. 総会は、代議員の過半数（委任状を含める）の出席があるときに成立する。
[細則] 代議員は、各ろう者サッカー協会会員数から2名以上を選出する。
3. 議長は、総会において代議員（ただし、当期役員および次期役員を除く）の中から選出し、総会の秩序を維持する。
4. 総会の議決は、出席者全員の過半数をもって決議し、賛否同数の場合は、議長がこれを決める。
5. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告、及び、決算報告
 - (2) 事業計画案、及び、予算案
 - (3) 規約の制定、及び、改正
 - (4) その他

6. 総会委任者および欠席者は、総会決定事項に対して、関与できないものとする。
[細則] 総会の不成立事項が生じた場合は、 - ケ月以内に臨時総会を開催しなければならない。

第 2 1 条 人事総会

1. 人事総会は、役員任期の最終年度の 8 月中に定期的に開催する。
2. 人事総会は、会員の過半数（委任状を含める）の出席があるときに成立する。
3. 議長は、人事総会において会員（ただし、当期役員を除く）の中から選出し、人事総会の秩序を維持する。
4. 人事総会の議決は、出席者全員の過半数をもって決議し、賛否同数の場合は、議長がこれを決める
5. 人事総会は、第 1 6 条（選任）により全役員を選出する。
6. 人事総会委任者および欠席者は、人事総会決定事項に対して、関与できないものとする。

第 2 2 条 三役会議

1. 三役会議は、会長、副会長、事務局長をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。
2. 三役会議は、重大事項などを審議し、全会一致による議決をしなければならない。
3. 会長、副会長、事務局長三役以外の会員は、三役会議決定事項に対して、関与できないものとする。

第 2 3 条 フロント会議

1. フロント会議は、第 1 5 条（人事）に定められた役員をもって構成し、事務局長が必要と認めるとき招集する。
2. フロント会議は、一般事項、目的事項、懸案事項、問題事項などを審議し、出席役員の過半数による議決をしなければならない。ただし、賛否同数の場合は、事務局長がこれを決定する。
3. フロント会議欠席者および役員以外の会員は、フロント会議決定事項に対して、関与できないものとする。

第五章 会計

第 2 4 条 予算

毎会計年度、予算を作成し、総会に提出しなければならない。

第 2 5 条 決算

毎会計年度の決算を総会開催日までに完結しなければならない。

第 2 6 条 会計管理

会計は、会計が管理し、会長の監査を経て総会で報告をしなければならない。

第 2 7 条 年会費

本協会の年会費は、次のとおりとする。

年会費は、年度初めに納入するものとする。納入した年会費は、一切返還しない。

年会費 1、000円

第 2 8 条 助成金

助成金は、本協会の会計に充てる

第 2 9 条 臨時徴収

本協会の資金に不足が生じたときまたは不足が生じると予想されるときおよび本協会の運営に特に支障がある場合には、全員にはかり、臨時徴収することができる。

第 3 0 条 会計年度

会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 3 1 日に終わる。

第31条 特別会計

本協会が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用をおこなう場合、その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、本協会の規律を以て、特別会計を設置するものとする。

第六章 付則

第32条 年会費変更

本協会は、別に定める年会費の変更を総会において出席した代議員の過半数の同意を得なければならない。

第33条 規約改正

本協会は、本規約および細則の改正を総会において出席した代議員の過半数の同意を得なければならない。

第34条 細則

本協会の運営管理に対して、必要と認められる場合は、フロント会議の決議を経て、細則を設けることができる。

第35条 本規約の施行日

本規約は、2000年（平成12年）4月1日施行する。

本規約は、2008年（平成20年）8月3日に改定、2008年（平成20年）9月1日に施行する。